

福岡デザインアワード受賞商品情報発信業務委託仕様書

1. 業務の目的

福岡県産業デザイン協議会（以下、「協議会」という。）が実施する福岡デザインアワード（以下、「アワード」という。）において、アワード2019の最終審査で賞に選考された企業（以下、「受賞企業」という。）を対象に、受賞企業がアワードで受賞した商品（以下、「受賞商品」という。）の販売拡大支援及びアワードの認知度向上を目的とする。

2. 業務の名称 福岡デザインアワード受賞商品情報発信業務

3. 履行場所 福岡県産業デザイン協議会が指定する場所

4. 履行期間 契約締結の日から令和3年3月5日まで

5. 予算額 1, 587千円（税込）

6. 業務の仕様

(1) 受賞商品の取材及びSNSでの発信

受賞商品の販売店や制作現場等を訪問し、お店の様子や商品をターゲットに合う人々へSNSで情報発信を行い、販売拡大につなげるもの。また、フォロワーの反応をフィードバックすることにより、今後の商談や販売活動に活用してもらい、更なる販売拡大を促すもの。

■商品紹介

期 間： 令和2年11月～令和3年2月

対 象： 福岡県内の受賞企業 最大14社

インフルエンサー： 受賞商品に関心のありそうなフォロワーのいるインフルエンサー（インスタグラマー等を想定。）

内 容： インフルエンサーの選定、インフルエンサーとの連絡調整、インフルエンサーによる情報発信の管理、フォロワーの反応を集約・フォロワー分析結果報告、精算（交通費など訪問にかかる費用一式を含む。）

備考： 各商品の発信の仕方（訪問取材の有無、何回発信するか、何人のインフルエンサーに発信してもらうか等）については、商材に合う方法を提案すること。

(2) その他

事業報告書の提出

提出期限：令和3年3月5日（金）

7. 契約に関する事項

(1) 再委託等の制限

受託者は、本業務の全部又は一部を第三者に再委託若しくは請負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面で報告し、協議会の承諾を得たときはこの限りではない。

(2) 守秘義務

受託者は、本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

8. 留意事項

- ・本業務の実施にあたっては協議会と密に連携して執り行うものとし、疑義が生じたときは、協議会と協議のうえ取り決めるものとする。
- ・本仕様書に定めのない事項については、協議会の指示又は協議に基づき執り行うものとする。
- ・本仕様書の内容については、必要に応じて追加、修正、削除することがある。
- ・業務終了後、5年間は資料及び精算書について保管すること。
- ・企画書の制作費はお支払いできません。